

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

被保険者の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

日本年金機構では、法令等に基づき、今後、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出の省略や届出の添付書類の省略等、国民の利便性の向上等を図る取り組みを進めていく予定としており、皆さまのマイナンバーを収録・確認する作業を進めております。

しかしながら、日本年金機構が管理している情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票に記載される情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない被保険者が存在しています。仮に、マイナンバーが確認できている者とできない者が同一の適用事業所内に混在した場合、今後の届出等の省略ができる被保険者とできない被保険者を事業主様に管理していただく必要が生じるなど、届出事務が繁雑になる恐れがあります。

このため、日本年金機構においてマイナンバーが確認できない被保険者及び被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）が在籍する適用事業所の事業主様あてに、平成29年12月中旬以降、順次「マイナンバー等確認リスト」をお送りいたしますので、確認のご協力をお願い申し上げます。

なお、該当者がいない適用事業所の事業主様には送付されませんので、ご対応いただく必要はありません。

また、「マイナンバー等確認リスト」に関するお問い合わせは、平成29年12月20日以降に照会ダイヤルを設置することとしており、リストを送付する事業主様には改めてご案内いたします。

「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払った場合は、支払日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」をご提出ください。これを基に保険料や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」を決定します。

- 日本年金機構に登録している賞与支払予定月に支払いがないときは、「賞与支払届総括表」のみ提出が必要となります（「④支給・不支給」欄の「不支給 1」に○を付けてご提出ください）。
- 賞与支払予定月を機構に登録している事業所には、その予定月の前月に届出用紙を送付します。
現在、賞与支払予定月を登録していない事業所で、今後、届出用紙の送付をご希望の場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」をご提出ください。
- オンライン申請（電子申請）や電子媒体（CD、DVD）で提出することもできます。
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

育児休業の申出時期が追加されました

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、平成29年10月1日から保険料負担が免除となる育児休業の申出時期に(以下3.)が追加されました。

1. 1歳に満たない子を養育するための育児休業
2. 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
3. **保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業**
4. 1歳(上記2. に該当する場合は1歳6か月、上記3. に該当する場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。管轄の年金事務所にお問い合わせください。

